

令和3年

寒河江市農業委員会第1回総会会議録

寒 河 江 市 農 業 委 員 会

寒河江市農業委員会 第1回総会

日 時 令和3年1月25日（金）午前9時00分
会 場 寒河江市文化センター2階 中央公民館ホール

出席委員

1番 鈴木 浩之	2番 土田 彦雄	3番 渡辺 裕之
4番 新宮 しのぶ	5番 眞木 早百合	6番 奥山 浩二
7番 芳賀 宏	8番 大泉 孝彦	10番 後藤 孝好
11番 氏家 理香	12番 菊地 ひとみ	13番 猪倉 通文
14番 相原 稔	15番 片桐 道雄	16番 山田 和義
17番 菅井 孝一	18番 木村 三紀	

欠席委員

9番 影沢 政俊

出席農地利用最適化推進委員

1番 小野 敏行	2番 今井 隆志	3番 斎藤 幸宏
4番 渡邊 慎一	5番 熊坂 浩行	6番 川越 卯一郎
7番 鬼海 和幸	8番 菖蒲 修	9番 渡邊 正

事務局

事務局 長 門口 隆太	事務局 長 補 佐 (兼) 農地 係 長 芳賀 豊彦
総務 主 査 高子 英晴	総務 係 長 菊地 亮
農地 係 主 事 安達 寛人	

報告事項

- (1) 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
- (2) 工事進捗状況報告書について

議事

- (1) 議第1号 農地法第3条の規定による許可処分について
- (2) 議第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請書の審議について
- (3) 議第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請書の審議について
- (4) 議第4号 農用地利用集積計画書の審議について

開会 午前 9時03分

木村議長 ただいまより寒河江市農業委員会第1回総会を開催します。
初めに、総会の成立についてですが、本日の出席者は総委員数18名中、出席委員17名で、在任委員の過半数が出席しておりますので、総会は成立いたします。

木村議長 次に、「議事録署名委員の選任」ですが、恒例によりまして議長に一任いただけますでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

木村議長 それでは、4番・新宮委員、7番・芳賀委員にお願いします。

木村議長 次に、「書記任命」ですが、高子主査にお願いします。

木村議長 次に、「報告事項」ですが、事務局から報告をお願いします。事務局。

事務局(安達主事) はい、議長。
事務局から報告させていただきます。

(報告事項朗読)

木村議長 ありがとうございました。
ただいまの報告について質問はございませんか。

(発言なし)

木村議長 ないようですので、事務局からほかにございますか。

事務局(局長補佐(兼)農地係長) ございません。

木村議長 それでは、早速議事に入ります。
議第1号から議第4号までの議案について一括上程します。

(1) 議第1号「農地法第3条の規定による許可処分について」

(2) 議第2号「農地法第4条第1項の規定による許可申請書の審議について」

(3) 議第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請書の審議について」

(4) 議第4号「農用地利用集積計画書の審議について」

以上、議第1号から議第4号まで一括上程します。

ここで、先日開催されました事前審査会の報告を求めます。菅井会長職務代理人、報告をお願いします。菅井会長職務代理人。

菅井会長職務代理人 はい、議長。17番、菅井です。

令和3年の第1回目の事前審査会の報告を行います。

去る1月20日に開催されました第1回総会議案の事前審査会の報告を行います。

このたびの事前審査会は、前回と同様に新型コロナウイルス対策としまして、案件等に関わる各地区担当委員及び農地利用最適化推進委員のみ参集しまして事前審査会を開催しました。

今回の事前審査会では、総会に係る案件について各地区担当委員及び農地利用最適化推進委員による調査結果の報告に基づく審査を行いました。いずれの案件につきましても、計画書のとおりであれば問題ないと判断しました。

なお、事前審査会における現地調査につきましては、このたびは案件はございませんでした。

以上であります。各地区における十分な審査をお願いしまして、事前審査会の報告とさせていただきます。

以上です。

木村議長

ご苦労さまでした。

それでは、ただいまから地区審査に入ります。審査時間としましては30分程度としまして、9時40分までとします。それでは、地区審査の間、暫時休憩とします。

休憩 午前 9時08分

再開 午前 9時47分

木村議長

それでは、休憩を閉じまして議事を再開します。

初めに、議第1号「農地法第3条の規定による許可処分について」、地区担当委員より議案の朗読と現地調査の結果、地区審査結果の報告をお願いします。

まず、寒河江・南部地区、山田委員、お願いします。山田委員。

山田委員

はい、議長。16番、山田です。

4ページ、議第1号「農地法第3条の規定による許可処分について」。

5ページをお開きください。

(議案書順位1番朗読)

1月13日に、片桐委員、小野推進委員とともに現地の確

認をしてまいりました。なお、当日大雪のため、途中から200メートル先へ徒歩で確認してまいりました。

農地の場所は、日田・村山橋を県道方面へ向かい、橋を渡ってすぐ右側にあります丸吉奥山組マルキチオートサービス付近の交差点を右折しまして、その先、天童温泉ゆぴあより1キロメートル南へ進んだ最上川堤防付近に位置しております。寒河江の飛び地ということになっております。

貸人の畑と借人の畑が隣接しておりまして、今後、この畑はサクランボの植栽予定で、耕作の規模拡大に取り組むということですので、何ら問題はないと確認してまいりました。

地区審査でも異議はございませんでした。

以上です。

木村議長

ありがとうございました。

続いて、白岩地区、眞木委員、お願いします。眞木委員。

眞木委員

はい、議長。5番、眞木です。

(議案書順位2番朗読)

1月12日、白岩地区農業委員、推進委員で現地の場所を確認しました。場所は、田代の集落に入ってすぐ左に曲がって、集落を通り越してずっと山手になります。車で約15分くらいのところになります。今は雪で閉ざされていますので、事務局から頂いた写真と地図から判断いたしました。

申請地は譲受人の農地と隣接しておりますが、耕作には向かない半ば山林化している農地です。ただ、ワラビがよく生えるということで、農家でないのに相続した譲渡人とワラビを取りたい譲受人の意向が合致したため、今回の申請に至ったそうです。今後は荒れ過ぎない程度に管理していくとのこ

とでしたので、問題はないと思われます。

なお、雪が解けてから現地を見に行くことになっております。

地区審査でも異議ありませんでした。

以上です。

木村議長

ありがとうございました。

続いて、農地法に基づく許可要件について事務局から説明をお願いします。事務局。

事務局(局長補佐(兼)農地係長) はい、議長。

それでは、事務局から説明いたします。

順位1番、2番ともに農地法第3条調査書に基づきます調査の結果、農地法第3条第2項各号には該当しないことが確認されましたので、許可要件の全てを満たすものと考えております。

以上であります。

木村議長

ご苦労さまでした。

これより質疑に入ります。ただいまの地区担当委員及び事務局からの説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

木村議長

ないようですので、採決します。

議第1号「農地法第3条の規定による許可処分について」、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

木村議長 全員賛成ですので、議第1号は原案のとおり決定いたしました。

木村議長 次に、議第2号「農地法第4条第1項の規定による許可申請書の審議について」、地区担当委員より議案の朗読と現地調査の結果、地区審査結果の報告をお願いします。

寒河江・南部地区、山田委員、お願いします。山田委員。

山田委員 はい、議長。16番、山田です。

6ページ、議第2号「農地法第4条第1項の規定による許可申請書の審議について」。

7ページをお開きください。

(議案書順位1番朗読)

1月13日に、同じく片桐委員、小野推進委員とともに現地の確認を実施しました。

ここについては平成13年に畑として買い求めたわけでありますけれども、現在、住宅地への出入り口が狭いことにより、通路の用地として利用したい旨のこのたびの申請となります。何ら問題ないということで確認してまいりました。

同じく地区審査でも異議はございませんでした。

以上です。

木村議長 ありがとうございます。

続いて、農地法に基づく許可要件について、事務局から説明をお願いします。事務局。

事務局(局長補佐(兼)農地係長) はい、議長。

事務局から説明いたします。

順位 1 番は、宅地内の通路用地への転用申請になっております。

順位 1 番につきましては、都市計画区域内の用途地域にある農地でありまして、第 3 種農地と判断いたします。第 3 種農地は原則許可でありますので、農地区分と転用目的は問題ないものと考えます。

また、農地転用許可一般基準調査書に基づきます調査の結果、不適な事項はなく、問題はないものと考えております。

以上であります。

木村議長

ありがとうございました。

これより質疑に入ります。ただいまの地区担当委員及び事務局からの説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

木村議長

ないようですので、採決します。

議第 2 号「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請書の審議について」、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

木村議長

全員賛成ですので、議第 2 号は原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付いたします。

木村議長

次に、議第 3 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請書の審議について」、地区担当委員より議案の朗読と現地調

査の結果、地区審査結果の報告をお願いします。

西根・三泉地区、土田委員、お願いします。土田委員。

土田委員

はい、議長。2番、土田です。

議第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請書の審議について」、9ページになります。

(議案書順位1番朗読)

この件につきまして、1月16日に芳賀委員、斎藤推進委員と現地を確認してきました。

譲受人の■■■■氏の今現在の住宅が、ほなみ団地にありますマックスバリューの前の通りから西根下川原を通過して陵東中学校の前に抜ける道路、いわゆる内回りバイパスが計画されておりますけれども、それにすっぽりかかってしまうということでありまして、今回、移転住宅のための農地の取得になります。

申請地は旧下川原地区公民館の近くでありまして、現在、下川原地区保全会でコスモスなどを植栽しまして管理している農地あります。

計画どおりであれば、周辺農地に影響はなく問題なしと見てきたところでありまして、地区審査でも異議ありませんでした。

以上です。

木村議長

ありがとうございました。

続いて、農地法に基づく許可要件について、事務局から説明をお願いします。事務局。

事務局(局長補佐(兼)農地係長)

はい、議長。

事務局から説明いたします。

順位1番は、市道造成に伴います代替地での個人住宅建築のための宅地への転用申請になっております。

申請地は、都市計画区域内の用途地域にあります農地でありまして、第3種農地と判断いたします。第3種農地は原則許可でありますので、農地区分と転用目的につきましてもは問題ないものと考えております。

また、いずれの案件につきましても、農地転用許可一般基準調査書に基づきます調査の結果、不適な事項はなく、問題はないものと考えております。

以上であります。

木村議長

ご苦労さまでした。

それでは、これより質疑に入ります。ただいまの地区担当委員及び事務局からの説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

木村議長

ないようですので、採決します。

議第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請書の審議について」、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

木村議長

全員賛成ですので、議第3号は原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付します。

木村議長

次に、議第4号「農用地利用集積計画書の審議について」、

地区担当委員より議案の朗読と現地調査の結果、地区審査結果の報告をお願いします。

寒河江・南部地区、山田委員、お願いします。山田委員。

山田委員

はい、議長。16番、山田です。

10ページの議第4号「農用地利用集積計画書の審議について」。

12ページになります。

(議案書朗読)

13ページ、集計表になってございます。令和3年1月集積計画集計表(属地集計)であります。

ナンバー2、地区名、南部、1、面積、田んぼ0.13、合計で0.13、うち利用権設定等促進事業も同じく以下のとおりとなっております。

以上です。

木村議長

ありがとうございました。

続いて、農業経営基盤強化促進法に定められた各要件について、事務局から説明をお願いします。事務局。

事務局(局長補佐(兼)農地係長)

はい、議長。

事務局から説明いたします。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えております。

以上であります。

木村議長

ありがとうございました。

これより質疑に入ります。ただいまの地区担当委員及び事

務局からの説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

木村議長

ないようですので、採決します。

議第4号「農用地利用集積計画書の審議について」、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

木村議長

全員賛成ですので、議第4号は原案のとおり決定しました。

木村議長

これで、本日上程された議案については全て議決されました。

以上をもちまして、本日の総会を終了します。

閉会 午前10時03分

令和3年1月25日

第1回総会議長 木村 三紀

議事録署名委員 4番委員 新宮 しのぶ

議事録署名委員 7番委員 芳賀 宏